

あくびコミュニケーションズに関する注意喚起

【相談事例】

電話勧誘を受け、光回線を当該社に変更した。
月額利用料金はクレジットカードで支払っているが、
通常は月4,500円程度なのに、クレジットカード会社
から届いた3月分の請求金額お知らせメールに18万
円と記されていた。高額請求の理由が不明。

（53歳・女性）



3月末にサービス
ストップの可能性！

当該事業者は、2月28日付
けで裁判所より「破産手続き
開始決定」を受けました。

契約者には破産管財人から郵便
物が届く予定とのことです。無視せ
ず必ず中身を確認してください。



県消費生活センター
キャラクター「ケロちゃん」



該当する消費者の方へ

- ・当該事業者は光回線事業のほか、小売電気事業、携帯端末向け格安通信サービス事業を展開しています。
- ・破産管財人からの郵送物は、必ず中身を確認してください。
- ・上記事例の場合、問い合わせ先は破産管財人となります。
（電話の殺到で、繋がりにくいことがあります）

消費生活センターへの相談は、局番なしの「188」が便利です！

相談先（消費者ホットライン）〔188（いやや！）〕

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！